

平成30年度 事業計画書

社会福祉法人 徳雲福祉会

当法人は第2種社会福祉事業のうち、以下の事業を経営する。

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預り(保育・教育)事業の経営
- (ニ) 病後児保育(体調不良児型)事業の経営
- (ホ) 障がい児保育事業の経営

経営理念

- ・当法人は、禅的素養を基本とし児童の教育・保育の向上推進を旨とする。
- ・児童が、主人公であり、最善の利益を目指す教育・保育を日々行う。
- ・保護者が、安心して社会貢献に努められるよう援助する。
- ・職員は、児童の教育・保育とともに、地域社会の子育てに寄与する。
- ・当法人は、職員が良好な勤務の行えるよう福利厚生に努める。

1 教育・保育の基本方針

- (1) 当法人の設置するこども園は、当法人の経営理念に則り、教育基本法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利条約等によりどころをもち、亀岡市・地域社会・保護者の信託を受けて、児童の最善の利益を実現するために、生活環境の整備に努める。
- (2) 禅的素養を基本にし、教育と養護が一体となった保育により、豊かな人間性に目覚め、創造性を備えた人間の育成を目指し、随処に主となり、人としての尊厳を保持し、心身の健全な発達に努める。
- (3) 児童の保育に関して具体的には、日々の教育・保育活動において、児童を心身共に健やかに育み、知的活動のなかで情操を豊かにし、感動する心を培うとともに、児童が集団生活をとおして、人としての尊い能力がそなわるよう、教育の環境を整備し、児童みずからが、社会人として自立し、自信と責任に目覚める教育・保育を行う。
- (4) 地域社会における子育て世帯を積極的に支援し、乳幼児などの教育・保育に関する相談に応じ助言するなどの社会的役割を果たすとともに、無料又は低額な料金で福祉活動を実施し、福祉サービスも積極的に行う。

2 教育・保育目標（めざす児童のすがた）

- I 丈夫で生命の大切さを知る児童
- I 友達と仲良くできる児童
- I 善し悪しを知り、他人に親切な児童
- I 正しい言葉を使い、挨拶のできる児童
- I 豊かな心を持ち、ありがとうの言える児童

3 施設の運営

- (1) 幼保連携型認定こども園 大井こども園（本園）：並河駅前こども園（分園）
- 所在地 本園 亀岡市大井町並河1丁目24番25号
分園 亀岡市大井町土田2丁目58番1の105、108及び101
- 定員 本園 180人 分園 25人
専任職員21人 准専任職員3人 派遣職員0人（職員構成は別紙参照）
非常勤職員 若干人
- 幼保連携型認定こども園 千代川こども園
- 所在地 亀岡市千代川町千原片ホコ15番地
- 定員 190人
専任職員14人 准専任職員4人 派遣職員0人（職員構成は別紙参照）
非常勤職員 若干人

4 施設設備の中・長期整備計画

- (1) 大井こども園関係
- (イ) 平成24年度実施の事務室・乳幼児室・遊戯室増築時借入金元利年次償還
 - (ロ) 園舎・園庭・外構・屋外遊戯場等の維持修繕
 - (ハ) 屋外保育施設の大規模な整備・駐車場の整備（長期計画）
- (ニ) 病児・病後児保育室の整備（中期計画）
- (ホ) 地域子育て支援センター事業用の遊戯室の施設整備（認定こども園対策）
- (2) 千代川こども園関係
- (イ) 平成22年度実施の老朽園舎改築時借入金元利の年次償還
 - (ロ) 地域子育て支援センター事業用の遊戯室の施設整備（認定こども園対策）
 - (ハ) 園庭・外構の整備及び維持修繕

5 資金調達計画

- (1) 認定こども園の通常事業経費は、1号認定児童の保育料・2号認定3号認定児童の亀岡市児童委託費・亀岡市法外公費及び篤志寄付金等を充当する。
- (2) 施設等の整備計画に伴う平成22年度千代川こども園借入金償還は、元金は千代川こども園の資金で償還し、利息は京都府・亀岡市の利子補給金を受けて償還する。
- (3) 施設等の整備計画に伴う平成24年度大井こども園借入金償還は、元金は大井こども園の資金で償還し、利息は千代川こども園借入金償還と同様、京都府・亀岡市の利子補給金をもって償還する。

6 職員計画

- (1) 経営理念・教育方針・教育・保育目標に基づき、教育課程、年間・月間指導計画、週案・日案等を策定し、教育の向上及び児童福祉の推進を目指す。
- (2) 関係校と連携を取りながら保育教諭を志望する学生、認定こども園志望学生、看護

師志望学生の受け入れを行うとともに、地域の小中高生のために職業体験、教育・保育体験、教育保育実習の場を提供し、次世代を担う人物の育成支援を行う。

また、受け入れる目的が異なるため、職員全員が受け入れの意義や方針を理解し、その都度配慮し実施する。

実習生に就職の機会を与え、より良い人材確保に努める。

- (3) 研修については、園内研修を充実し、研修計画と課題に基づき、各種研修会に参加し、研修での学びを共有して保育教諭の人間性と専門性を高めるなど資質の向上を図り、教育・保育内容の更なる充実を目指す。
- (4) 役割分担及び責任体制は、職員処務規程のとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な施設運営を行う。

7 保護者および地域との連携

- (1) アンケート調査などを実施し、保護者のニーズの把握に努める。
- (2) 就学を迎える児童と保護者や、退園・卒園児と保護者へも心のケアができるよう、相互の交流の場を設けていく。
- (3) 子育てサポートセンター事業、子育て支援センター事業の充実を図り、さまざまな保育ニーズに対応するとともに、地域住民に子育て支援の場を提供する。
- (4) 地域の保護者の子育て支援のため、一時保育のほか、園庭解放や教育・保育体験、出前保育を実施し、遊びの提供や子育て相談を行い、こども園が身近な存在となるよう努める。

8 安全対策

- (1) 防災設備の定期点検は外部委託により実施する。また、日常の安全点検は自主点検表に従って実施する。
- (2) 火災・震災・不審者に対応できるよう消防署や警察、自治会とも協力して訓練を実施する。児童の安全配慮を第一義とし、実施後の見直しと発展を全職員で取り組む。
- (3) 衛生管理については、担当者を中心に研修会に参加し、より一層の徹底を図るよう努める。

9 教育・保育内容

フレックスタイム制度など幅広い保護者の就労形態に対応し、早朝保育、長時間保育、延長保育を実施する。

特別な支援を必要とする児童や保護者の対応については、職員共通理解と連携のもとに、その児童・家庭に応じた配慮・支援を行う。

障がいのある児童の教育・保育にあたっては、一人ひとりに応じた教育・保育が出来るよう加配などにも配慮し、家庭と専門機関との連携を密に行い、統合保育の中で児童が共によりよい環境の中で発達が計られるよう努める。

保育に欠ける家庭の状況に対処するため、病後児保育の実施に努める。

当園の農園を活用し、自然との触れ合いを深めながら季節に沿った草花や野菜を育て、年中行事や日々の給食に配慮し、食文化の継承や食育活動に繋げていく。

上記のほか、保育内容の細目については、別紙参照。